別紙

○　地震後の農業用ため池等緊急点検要領（平成９年３月 25 日付け　９－４　構造改善局建設部防災課長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改　　正　　後	現　　行
第１章　総　則　（略） **1.1　趣　旨**　（略） **1.2　適用範囲** **1.2.1　対象ため池** 本要領の対象とするため池等（以下「対象ため池」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。 (1)～(2)　（略） （解　説） (1)～(4)　（略） **1.2.2　点検ため池** 本要領により緊急点検を実施する対象ため池（以下「点検ため池」という。）は、対象ため池周辺の気象庁が発表する震度等が、次のいずれかに該当するものとする。 (1)～(2)　（略） （解　説） (1)～(4)　（略） **第２章　緊急点検等** **2.1　緊急点検体制の確立** 対象ため池の管理者及び対象ため池が所在する市町村（以下「管理者等」という。）は、緊急点検の対象となる震度４以上の地震が発生した場合には、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、速やかに関係者を招集し、ため池の緊急点検体制を確立するとともに、対応能力を超えるような災害が見込まれる場合には、都道府県又は対象ため池が所在する市町村（以下「都道府県等」という。）に対して支援の要請を行うものとする。 （解　説） (1)～(2)　（略）	**第１章　総　則** **1.1　趣　旨**　（略） **1.2　適用範囲** **1.2.1　対象ため池** 本要領の対象とするため池等（以下「対象ため池」という）は、次のいずれかに該当するものとする。 (1)～(2)　（略） （解　説） (1)～(4)　（略） **1.2.2　点検ため池** 本要領により緊急点検を実施する対象ため池（以下「点検ため池」という）は、対象ため池周辺の気象庁が発表する震度等が、次のいずれかに該当するものとする。 (1)～(2)　（略） （解　説） (1)～(4)　（略） **第２章　緊急点検等** **2.1　緊急点検体制の確立** 対象ため池の管理者及び対象ため池が所在する市町村（以下「管理者等」という）は、緊急点検の対象となる震度４以上の地震が発生した場合には、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、速やかに関係者を招集し、ため池の緊急点検体制を確立するとともに、対応能力を超えるような災害が見込まれる場合には、都道府県等に対して支援の要請を行うものとする。 （解　説） (1)～(2)　（略）

改　　正　　後	現　　行
2.2　緊急点検 （解　説） (1)～(2)　（略） (3)　緊急点検は、目視点検を主体とし、被害の有無、程度、緊急度に重点を置いて行い、ため池管理アプリに記録するか、速報（第１報）を様式－２、第２報以降を様式－３に記録するものとする。なお、速報（第１報）の様式は、様式－２に記載する内容と同様のものが確認できるものであれば、様式－２に代えることができる。また、緊急点検により被害が確認された防災重点農業用ため池の被害の詳細な内容を様式－３に記録するものとする。 　特に、点検ため池の堤体の亀裂の有無（亀裂を発見した場合には、堤軸に対する横断・縦断方向の確認）、堤体下流法面からの漏水発生の有無（漏水している場合には、濁りの有無）等について注視する。管理者等は、独力で緊急点検や記録を行うことが困難な場合は、都道府県等に支援の要請を行い、当該都道府県等の支援を受けて行うものとする。都道府県等は、管理者等から要請があった場合は、当該管理者等が行う緊急点検や記録を支援するものとする。 (4)～(7)　（略）	**2.2　緊急点検** （解　説） (1)～(2)　（略） (3)　緊急点検は、目視点検を主体とし、被害の有無、程度、緊急度に重点を置いて行い、ため池管理アプリ等又は様式－２、３に記録するものとする。 　特に、点検ため池堤体の亀裂の有無（亀裂を発見した場合には、堤軸に対する横断・縦断方向の確認）、堤体下流法面からの漏水発生の有無（漏水している場合には、濁りの有無）等について注視する。 (4)～(7)　（略）
2.3　緊急点検結果の報告 （解　説） (1)　管理者は、防災重点農業用ため池の緊急点検の結果を、ため池管理アプリに速やかに記録して報告するか、電話等により市町村に速やかに報告するものとする。 (2)　市町村は、防災重点農業用ため池の緊急点検の結果（管理者が実施したものを含み、ため池管理アプリにより記録されたものを除く。）をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとする。ただし、ため池防災支援システムにより難い場合は、速報（第１報）を様式－２、緊急点検により被害が確認された防災重点農業用ため池の被害の詳細な内容を様式－３により、都道府県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告するものとする。また、河川区域外の農業用ダムについては、管理者等が速報（第１報）を様式－２、緊急点検により被害が確認された農業用ダムの被害の詳細な内容を様式－３により、都道府県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告するものとする。なお、速報（第１報）の様式は、様式－２に記載する内容と同様のものが確認できるものであれば、様式－２に代えることができる。	**2.3　緊急点検結果の報告** （解　説） （新設） (1)　市町村は、防災重点農業用ため池の緊急点検の結果（市町村以外の管理者が実施したものを含み、ため池管理アプリにより記録されたものを除く。）をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、ため池防災支援システムにより難い場合は、様式－２、３により都道府県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告するものとする。また、河川区域外の農業用ダムについては、管理者等が様式－２、３により都道府県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告するものとする。なお、様式－２、３の内容を確認できるものであれば、様式は問わない。

改　　正　　後	現　　行
（削る。）	(2)　様式－２、３による報告に当たっては、ため池の被害の有無に関わらず、原則として様式－２により速報し、その後、被害が確認されたため池について、様式－３により被害の詳細を報告するものとする。
(3)　地方農政局等は、緊急点検の実施状況について、様式－１により集計するものとする。また、大規模災害時に複数箇所で被害が発生した場合においては、ため池ごとの被災・対応状況を様式－４により整理するものとする。 様式－１、様式－３及び様式－４については、適宜内容の更新を行い、更新の都度、農村振興局整備部防災課へ報告するものとする。	(3)　地方農政局等は、緊急点検の実施状況について、様式－１により集計するものとする。また、大規模災害時に複数箇所で被害が発生した場合においては、必要に応じて都道府県に確認しつつ、ため池毎の被災・対応状況を様式－４により整理するものとする。
第３章　応急措置	**第３章　応急措置**
3.1　被害が確認された場合の応急措置等	**3.1　被害が確認された場合の応急措置等**
（解　説） (1)　（略） (2)応急対策 緊急点検の結果、点検ため池の堤体等の亀裂、漏水、沈下、法面のはらみだし、洪水吐きの閉塞等が確認された場合には、管理者等は、押さえ盛土、土のう積み、ブルーシート掛け、洪水吐きの閉塞物除去等の応急対策を実施するものとする。 (3)安全対策 緊急点検の結果、点検ため池に被害が確認され、下流等への被害が予測される場合には、管理者等は、市町村、関係集落、消防団等に急報するものとする。	（解　説） (1)　（略） (2)応急対策 緊急点検の結果、点検ため池の堤体等の亀裂、漏水、沈下、法面の孕みだし、洪水吐きの閉塞等が確認された場合には、管理者等は、押さえ盛土、土のう積み、ブルーシート掛け、洪水吐きの閉塞物除去等の応急対策を実施するものとする。 (3)安全対策 緊急点検の結果、点検ため池に被害が確認され、下流等への被害が予測される場合には、管理者等は、関係集落、消防団等に急報するものとする。
3.2　監視体制の強化	**3.2　監視体制の強化**
（解　説） (1)～(4)　（略） ＜情報収集先の例＞ ① 内閣府 各自治体の防災情報（都道府県の防災ホームページ一覧） https://www.bousai.go.jp/simulator/list.html ② 国土交通省 川の防災情報（河川の水位と雨量の状況） https://www.river.go.jp/kawabou/	（解　説） (1)～(4)　（略） ＜情報収集先の例＞ ① 内閣府 各自治体の防災情報（都道府県の防災ホームページ一覧） http://www.bousai.go.jp/simulator/list.html ② 国土交通省 川の防災情報（河川の水位と雨量の状況） https://www.river.go.jp/kawabou/

改　　正　　後	現　　行
③ 気象庁 気象情報（警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説） https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=information 地震情報（震源・震度に関する情報） https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=earthquake_map ④ ため池防災支援システム（地震時の危険度予測） https://sipcat.maff.go.jp/map/monitor/ **第４章　平時における緊急点検体制の整備** **4.1**　（略） **4.2　対象ため池の点検・整備等** （略） （解　説） (1)　管理者等は、「ため池管理マニュアル」（令和２年６月　農林水産省農村振興局整備部防災課）、「ため池の洪水調節機能強化対策の手引き」（平成 30 年５月　農林水産省農村振興局整備部防災課）等に基づき、平時から地震、豪雨等による対象ため池への被災の可能性を予測して、堤体、洪水吐き等の点検・整備（以下「日常点検」という。）を行うものとする。 (2)～(3)　（略） **4.3**　（略） **4.4**　（略）	③ 気象庁 気象情報（警報・注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説） https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=information 地震情報（震源・震度に関する情報） https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=earthquake_map ④ ため池防災支援システム（地震時の危険度予測） http://sipcat.tameike.org/map/monitor/ **第４章　平時における緊急点検体制の整備** **4.1**　（略） **4.2　対象ため池の点検・整備等** （略） （解　説） (1)　管理者等は、「ため池管理マニュアル」（令和２年６月　農林水産省農村振興局整備部防災課）、「ため池の洪水調節機能強化対策の手引き」（平成 30 年５月　農林水産省農村振興局整備部防災課）等に基づき、平時から地震、豪雨等による対象ため池への被災の可能性を予測して、堤体、洪水吐き等の点検・整備（以下「日常点検」という）を行うものとする。 (2)～(3)　（略） **4.3**　（略） **4.4**　（略）

改　正　後

（様式－１）　（略）

（ 様式－２ ）

（　　県）

速報（ 第１ 報）

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　時現在

ため池の情報		池（　　県　　市町村、ため池コード:　　）
		□ 防災重点農業用ため池 □ 農業用ダム（対象ため池に該当）
ため池の被害		□ あり □ なし □ 点検できない（道路寸断でアクセスできない等）
	「あり」の場合、その内容	□決壊している
		□決壊はしていないが、 □ 下流側に水が漏れている □ 堤体の斜面がくずれている □ 洪水吐に異常がある（破損している、土砂等で詰まっている）
		□上記以外

注） 1. ため池の被害がある場合、本様式報告後、被害状況等の詳細を取りまとめ、様式－3により報告すること。
ただし、速やかに被害状況等の詳細を報告可能な場合は、本様式を省略し様式－3により報告すること。
2. 緊急点検を実施した結果、被害が確認されなかったため池については、これ以降の報告は不要。
ただし、その後被害が確認されたため池については、様式－3により報告すること。
3. 決壊とは、堤体が破壊され、貯水が下流に流出している状況とする。

※本表は、参考であり、必ずしもこの様式により報告を求めるものではありません。

現　行

（様式－１）　（略）

（様式－２）

（　　県）

速報（第１報）

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　時現在

ため池の情報		池（　　県　　市町村、ため池コード:　　）
		□ 防災重点農業用ため池 □ 農業用ダム（対象ため池に該当）
ため池の被害		□ あり □ なし □ 点検できない（道路寸断でアクセスできない等）
	「あり」の場合、その内容	□決壊している
		□決壊はしていないが、 □ 下流側に水が漏れている □ 堤体の斜面がくずれている □ 洪水吐に異常がある（破損している、土砂等で詰まっている）
		□上記以外

注） 1. ため池の被害がある場合、本様式報告後、被害状況等の詳細を取りまとめ、様式－3により報告すること。
ただし、速やかに被害状況等の詳細を報告可能な場合は、本様式を省略し様式－3により報告すること。
2. 緊急点検を実施した結果、被害が確認されなかったため池については、これ以降の報告は不要。
ただし、その後被害が確認されたため池については、様式－3により報告すること。

※本表は、参考であり、必ずしもこの様式により報告を求めるものではありません。

改　正　後

（様式－３）　（　　県）

点検報告（第２報以降）

令和　年　月　日（　曜日）　時現在

ため池の情報	池（　県　市町村、ため池コード:　）		
ため池の被害状況			
（堤体）	決壊しているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（堤体）	（決壊はしていないが）下流側に水が漏れているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（堤体）	ため池側の斜面がくずれているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（堤体）	下流側の斜面がくずれているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（堤体）	洪水吐に異常があるか（破損している、土砂等で詰まっている）	□ 該当あり	□ 該当なし
（池）	堤体以外の斜面がくずれているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（池）	目視可能な範囲で上流から土砂が入ってきているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（取水施設）	取水施設（斜樋・底樋）や下流の水路は使用可能か	□ 使用不可	□ 使用可能
（その他）	その他、ため池の被害があるか（例：堤体の亀裂等） （被害状況　）	□ 該当あり	□ 該当なし
ため池の被害状況写真			
ため池の水位	□洪水吐の底から　cm　上　下　、□堤体の頂上から　cm下		
人的被害	□　あり（　人）　□　なし		
家屋・公共施設の被害	□　あり（　棟）　□　なし		
応急措置	□ 必要（ □ 実施済み　□ 未実施　） （実施内容:　） □ 不要		
その他連絡事項			

注）1. 速報によらず、本様式で初めて報告する場合については、第1報とすること。
2. 被害状況等の詳細を取りまとめ、定期的に本様式により報告すること。
3. 本様式による2回目以降の報告については、前報から追加した、または更新した情報に下線を引くこと。
4. 不明の場合は空欄とし、判明次第記載すること。
5. 決壊とは、堤体が破壊され、貯水が下流に流出している状況とする。

（様式－４）　（略）

現　行

（様式－３）　（　　県）

点検報告（第２報以降）

令和　年　月　日（　曜日）　時現在

ため池の情報	池（　県　市町村、ため池コード:　）		
ため池の被害状況			
（堤体）	決壊しているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（堤体）	（決壊はしていないが）下流側に水が漏れているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（堤体）	ため池側の斜面がくずれているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（堤体）	下流側の斜面がくずれているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（堤体）	洪水吐に異常があるか（破損している、土砂等で詰まっている）	□ 該当あり	□ 該当なし
（池）	堤体以外の斜面がくずれているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（池）	目視可能な範囲で上流から土砂が入ってきているか	□ 該当あり	□ 該当なし
（取水施設）	取水施設（斜樋・底樋）や下流の水路は使用可能か	□ 使用不可	□ 使用可能
（その他）	その他、ため池の被害があるか（例：堤体の亀裂等） （被害状況　）	□ 該当あり	□ 該当なし
ため池の被害状況写真			
ため池の水位	□洪水吐の底から　cm　上　下　、□堤体の頂上から　cm下		
人的被害	□　あり（　人）　□　なし		
家屋・公共施設の被害	□　あり（　棟）　□　なし		
応急措置	□ 必要（ □ 実施済み　□ 未実施　） （実施内容:　） □ 不要		
その他連絡事項			

注）1. 速報によらず、本様式で初めて報告する場合については、第1報とすること。
2. 被害状況等の詳細を取りまとめ、定期的に本様式により報告すること。
3. 本様式による2回目以降の報告については、前報から追加した、または更新した情報に下線を引くこと。

（様式－４）　（略）